

# 応援します！まちづくり・ひとづくり

時津町では、23年度に実施予定のまちづくり事業と人づくりに助成をします。

まちづくり事業助成は実施予定日の2カ月前までに、ひとづくり助成は大会等予定日の2週間前までに申請してください。事後申請は認められません。

なお、大会日程などの都合で、期限までに申請に必要な資料などが揃わない場合は、企画財政課までご相談ください。  
書類提出・お問い合わせは、企画財政課まで

## まちづくり事業助成

補助金のメニューは？

- ① イベント開催：広く町民に呼びかけて行う大会・まつり・発表会・体験事業など（補助金上限額：200万円）
- ② 交流事業開催：他の町外団体や地域との交流（出かける・招致する）を通じて、団体のレベルアップを図り、町内での活動に生かすための事業など（補助金上限額：25万円または50万円）
- ③ 講師の依頼：いろいろな方面から、まちづくりにつながる講演会や講習会を、講師を招いて住民に広く参加を呼びかけて行う事業（補助金上限額：25万円）
- ④ 用具の整備：団体の活動を促進するために、必要な道具類の整備（購入・補修）事業など（補助金上限額：100万円）
- ⑤ ときつ魅力アップ事業：時津町の魅力ある部分を再発見・再認識し、町内外に広くアピールする事業など（補助金上限額：100万円）

申請条件

- ① これから町内で行う事業であること

② だれもが参加できる事業であること（おおむね、自治会単位以上の規模で参加を募るもの）

③ 政治・イデオロギー（観念・理念）・宗教・営利などを目的としない事業であること

④ 5人以上で組織されるグループであること。そのメンバーのうち、過半数が町内在住者または町内の勤務者あるいは在学者であること。

申請方法

事前に、企画財政課備え付けの書類の提出が必要です。

- ① まちづくり事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書など

事業実施期限

平成24年3月31日までに実施可能な事業に対し補助を行います。

申請期限

実施予定日の2カ月前までに申請してください。

審査方法

助成する事業や補助金の額は、住民代表による「まちづくり審査会」で決定します。

## ひとづくり事業助成

補助金のメニューは？

- ① 予選または選抜を経て行われる公式スポーツ大会への交通費（実費の60%まで）  
・ 離島で行われる県大会  
・ 県内外で行われる九州大会・全国大会・世界大会
- ② 社会教育事業団体や芸術文化団体が行う大会などへの参加費や自主活動団体が行う交流活動費
- ③ 国・県・町やこれらの関係機関が行う研修などへの参加

申請条件

町内在住者（住民登録者）予選を経ずに大会や研修会などに参加または出場する場合は、国、県、町やこれらの関係機関・団体などからの推薦による参加または出場であることが明らかになる証明書などが必要です。  
ただし、町の関係機関や町内各種団体から直接申請書が提出された場合は、この限りではありません。

申請方法

事前に、企画財政課備え付けの書類の提出が必要です。

- ① ひとづくり事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書（旅費計算書など）

申請期限

大会など予定日の2週間前までに申請してください。

審査方法

助成の可否などは役場内の「ひとづくり審査会」で決定します。

## 行くしるか援

財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報を目的に行います。本町ではこれまで、左底地区の銭太鼓浮立や元村地区の龍踊りの龍体製作などに対する助成を受けました。

詳しくは、企画財政課までご相談ください。

